

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字宮之谷1599	5038	オー1	山林	0.17	針広混 交林	53				
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1570-3	5038	カー16	山林	0.00	広葉樹	63				
3	いなべ市藤原町古田字薬師山1590-3	5038	オー2	山林	0.03	広葉樹	56				
4	いなべ市藤原町古田字薬師山1570-2	5038	カー16	山林	0.01	針広混 交林	63				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名

いなべ市長 日沖 靖

住 所

氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1782	5039	アー１	山林	0.09	針広混交林	84				
2	いなべ市藤原町古田字宮之谷1601-1	5038	イー１	保安林	1.21	ヒノキ	62				
3	いなべ市藤原町古田字切下シ1785	5039	アー６	山林	0.03	針広混交林	97				
	以下余白										

[

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　　所　　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名　　いなべ市長　日沖　靖

住　　　所　　

氏　　　名

]

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1764	5038	㍻-23	山林	0.03	広葉樹	108				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

いなべ市長 日沖 靖

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-5	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地					
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)							
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1597		5038	カー24	山林	0.01	広葉樹	133	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。	
2	いなべ市藤原町古田字南貝戸944		5038	カー2	山林	0.00	スギ	112	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
3	いなべ市藤原町古田字南貝戸945		5038	カー23	山林	0.02	広葉樹	133	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
4	いなべ市藤原町古田字中貝戸1109-2		5038	カー15	山林	0.00	未立木 地	80	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1571		5038	カー16	山林	0.00	針広混 交林	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
6	いなべ市藤原町古田字薬師山1581-2		5038	カー15	山林	0.00	針広混 交林	80	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
7	いなべ市藤原町古田字薬師山1586-1		5038	カー8	山林	0.01	針広混 交林	102	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
8	いなべ市藤原町古田字薬師山1588		5038	カー16	山林	0.01	広葉樹	59	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日					
	以下余白														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1597	5038	カー24	山林	0.01	広葉樹	133				
2	いなべ市藤原町古田字南貝戸944	5038	カー2	山林	0.00	スギ	112				
3	いなべ市藤原町古田字南貝戸945	5038	カー23	山林	0.02	広葉樹	133				
4	いなべ市藤原町古田字中貝戸1109-2	5038	カー15	山林	0.00	未立木 地	80				
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1571	5038	カー16	山林	0.00	針広混 交林	63				
6	いなべ市藤原町古田字薬師山1581-2	5038	カー15	山林	0.00	針広混 交林	80				
7	いなべ市藤原町古田字薬師山1586-1	5038	カー8	山林	0.01	針広混 交林	102				
8	いなべ市藤原町古田字薬師山1588	5038	カー16	山林	0.01	広葉樹	59				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所氏

所名

いなべ市北勢町阿下喜31番地
いなべ市長 日沖 靖

住所氏

所名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 氏	所 名
住氏	所名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)						
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1592	5038	カー4	山林	0.00	ヒノキ	76	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1594-1	5038	カー7	山林	0.00	広葉樹	112	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1592	5038	カー4	山林	0.00	ヒノキ	76				
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1594-1	5038	カー7	山林	0.00	広葉樹	112				
	以下余白										

この計画に同意する。		住 所	いなべ市北勢町阿下喜31番地
権利の設定を受ける市町村（乙）		氏 名	いなべ市長 日沖 靖
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		住 所	
		氏 名	

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1589	5038	カー５	山林	0.10	スギ	55				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1750	5038	キー16	山林	0.01	スギ	117				
3	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1711	5038	キー15	山林	0.60	ヒノキ	52				
4	いなべ市藤原町古田字南貝戸942	5038	カー15	山林	0.02	スギ	80				
5	いなべ市藤原町古田字切下シ1787	5039	ア－１	山林	0.75	針広混交林	84				
	以下余白										

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　　所　　いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名　　いなべ市長　日沖　靖

住　　　所　　[REDACTED]

氏　　　名　　[REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-9	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考		
番号	所 在					林班	小班	地目	人工林 面 積 ha							現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1587-1					5038	カ-8	山林	0.24	ヒノキ	98	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。
	以下余白																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所　　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 （森林簿）	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1587-1	5038	カ－8	山林	0.24	ヒノキ	98				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住　　所

氏　　　名

住　　所

氏　　　名

いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市長　日沖　靖

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1727	5038	キー16	山林	0.04	広葉樹	50				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1728	5038	キー16	山林	0.18	スギ	117				
3	いなべ市藤原町古田字宮之谷1709	5038	エー9	保安林	0.01	針広混交林	127				
4	いなべ市藤原町古田字薬師山1573	5038	カー15	山林	0.01	針広混交林	80				
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1580-1	5038	カー15	山林	0.10	ヒノキ	80				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

いなべ市北勢町阿下喜31番地

住 所 氏 名 いなべ市長 日沖 靖

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 氏 名

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 氏	所 名
--------	--------

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-12	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)						
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1780	5038	㌒-21	山林	0.24	針広混 交林	127	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1768	5038	㌒-17	山林	0.11	針広混 交林	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
3	いなべ市藤原町古田字切下シ1790	5039	㌒-14	山林	0.15	広葉樹	82	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
4	いなべ市藤原町古田字切下シ1789	5039	㌒-14	山林	0.43	ヒノキ	57	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
5	いなべ市藤原町古田字切下シ1776	5038	㌒-31	山林	0.63	ヒノキ	102	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
6	いなべ市藤原町古田字切下シ1781	5039	㌒-1	山林	0.12	針広混 交林	84	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
7	いなべ市藤原町古田字切下シ1779	5038	㌒-25	山林	0.07	針広混 交林	91	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白												

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住所

氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1760	5038	キー1	山林	0.54	広葉樹	72				
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1752	5038	ケー18	山林	0.03	スギ	68				
3	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1754	5038	キー16	山林	0.01	広葉樹	50				
4	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1755	5038	ケー17	山林	0.02	広葉樹	63				
5	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1760-1	5038	キー16	山林	0.19	スギ	117				
6	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1712	5038	エー8	山林	0.21	スギ	64				
7	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1713	5038	キー10	山林	1.08	針広混 交林	112				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所 XXXXXXXXXX

氏 名 XXXXXXXXXX

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字南貝戸946-1	5038	カー20	山林	0.54	ヒノキ	108				
2	いなべ市藤原町古田字薬師山1596-1	5038	カー7	山林	0.00	広葉樹	112				
	以下余白										

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-15	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考		
番号	所 在					林班	小班	地目	人工林 面 積 ha							現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字薬師山1585-1					5038	カ-16	山林	0.17	針広混 交林	59	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のと おり。
	以下余白																

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

[illegible]

ること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字宮之谷1708-2	5038	エー10	保安林	0.03	ヒノキ	77				
	以下余白										

[この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長　日沖　靖

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住所

氏 名

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字切下シ1791	5039	ア-12	山林	0.25	針広混 交林	97				
2	いなべ市藤原町古田字切下シ1792	5039	ア-12	山林	0.07	針広混 交林	97				
3	いなべ市藤原町古田字切下シ1786	5039	ア-1	山林	0.88	針広混 交林	84				
4	いなべ市藤原町古田字切下シ1777	5039	ア-1	山林	0.09	広葉樹	84				
5	いなべ市藤原町古田字薬師山1582	5038	カ-16	山林	0.02	針広混 交林	63				
	以下余白										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏 名 いなべ市長 日沖 靖

住 所 XXXXXXXXXX

氏 名 XXXXXXXXXX

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-21	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地				
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益か ら伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在		林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1773		5038	㌒ー17	山林	0.06	針広混 交林	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益はこのものとす る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字宮之谷1602-1		5038	㌒ー2	保安林	0.63	スギ	60	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白													

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1773	5038	クー17	山林	0.06	針広混 交林	63				
2	いなべ市藤原町古田字宮之谷1602-1	5038	オー2	保安林	0.63	スギ	60				
	以下余白										

この計画に同意する。		住 所	いなべ市北勢町阿下喜31番地
権利の設定を受ける市町村（乙）		氏 名	いなべ市長 日沖 靖
権利を設定する森林の森林所有者（甲）		住 所	
		氏 名	

(記載注意)

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-22	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地							
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所 在					林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)						
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1766					5038	7ー17	山林	0.09	ヒノキ	63	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を発揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字切下シ1793					5039	7ー12	山林	0.09	針広混 交林	97	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白																

[illegible]

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所 いなべ市北勢町阿下喜31番地
氏 名 いなべ市長 日沖 靖

[illegible]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集7-23	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) いなべ市長 日沖 靖		(所在地) いなべ市北勢町阿下喜31番地								
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある 場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額 の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所 在						林班	小班	地目	人工林 面 積 ha	現況 樹種							現況 林齢 (森林簿)
1	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1763						5038	㌒ー21	山林	1.55	スギ	127	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日	乙は、森林の多面的機能 を發揮させるため、いなべ 市森林整備計画に基づき、 存続期間中に、間伐を1回 以上実施する。ただし、経 営管理実施権が設定される 場合は、経営管理実施権者 が提示した企画提案書に基 づいて、森林整備を行うも のとする。 乙は、市有林と同程度の 回数、林道等から目視に よって判断できる限りで気 象害等の確認を行う。ただ し、経営管理実施権が設定 される場合は、経営管理実 施権者が確認を行うものと する。 間伐は森林の現況や林地 の状態をよく把握検討した 上で、水源涵養・山腹崩壊 等の災害リスクや生物多様 性に配慮しながら実施する ものとする。	経営管理権に基づき乙が経 営管理を行うために要した経 費は乙が負担し、乙が実施す る間伐の結果生じた木材の販 売による収益は乙のものとし る。 ただし、経営管理実施権が 設定された場合、経営管理実 施権者が経営管理実施権配分 計画に添付された利益の見積 額を甲に支払うものとする。 なお、木材の販売収益から利 用間伐及び販売の経費（経費 の見積額）を控除した額が経 営管理実施権配分計画に添付 された甲に支払う見積額を上 回る場合は、その額とする。	乙から甲に対し て、金銭の支払い は行わない。 ただし、経営 管理実施権が設定 された場合は、木 材の販売収入額が 確定後、経営管理 実施権者から甲に 対して速やかに支 払いを行うものと する。	経営管 理権の設 定区域は 別添図面 のとお り。
2	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1753						5038	キー16	山林	0.01	スギ	117	令和7年8月1日	5 年 令和12年7月31日				
	以下余白																	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所　在	林班	小班	地目	人工林 面　積 ha	現況 樹種	現況 林齢 (森林簿)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
１	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1763	5038	㌿ー21	山林	1.55	スギ	127				
２	いなべ市藤原町古田字上奥ノ谷1753	5038	キー16	山林	0.01	スギ	117				
	以下余白										

[この計画に同意する。

住　　　所
いなべ市北勢町阿下喜31番地

氏　　　名
いなべ市長　日沖　靖

住　　　所
XXXXXXXXXX

氏　　　名
XXXXXXXXXX

]

(記載注意)

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められていない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められている場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。
また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみ負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立竹木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

（９）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（10）損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（11）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（12）甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅延なく乙に申し出るものとする。

（13）経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年１回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

（14）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。